

「原発なくそう！九州玄海訴訟」第18次提訴声明

私たちは、本日、33名の原告をもって、国と九州電力を被告とし、玄海原発の全ての稼働差止等を求める第18次訴訟を佐賀地方裁判所に提起した。第1次から第17次原告と合わせて、10168名の原告（国内47都道府県及び韓国・中国・フランス・イタリア・スイス在住）を擁する原発訴訟となった。

私たちは、昨年11月の第16次提訴により、圧倒的多数の人々の「脱原発の意思」を実現する方針のもとで、提起していた“「1万人原告」による訴訟”を達成したところであるが、さらに歩み続けるものである。

2011年3月11日の福島第一原発事故による被害は、将来の健康被害を含め、いまだその全容が明らかにならないほど甚大である。福島第一原発事故から5年1か月が経過しても、事故はいまだ収束していないし、約10万人もの避難者がいまだ故郷に戻れない状況も変わらない。

安倍政権は原発再稼働政策を推進し、昨年8月以降、次々と川内原発1・2号機、高浜原発3号機を再稼働させた。政府の政策及び姿勢は、原発の本質的危険性に目をつぶり、福島第一原発事故の被害に正面から向き合おうとせず、かつ、責任の所在をあいまいにさせたまま、再稼働させようとするものである。

安倍政権の原発再稼働推進政策は、フクシマの被害を小さく見せかけようとする「フクシマ切り捨て」と連動している。効果のうすい除染と帰還政策は矛盾し、“20mSv／年以下では被害がない”との根拠のない前提をもとに避難指示解除、賠償の打ち切りなど被害の隠ぺいと被害の拡大を同時に進行させているのである。

他方、脱原発を願う多数の国民の声はとどまるところを知らない。私たちの訴訟の原告数が第16次提訴で1万人を達成したこともその証左であるし、各種世論調査でも過半数が脱原発を願っている。

さらに、本年3月9日には再稼働していた高浜原発3・4号機について運転を禁止する仮処分命令が出され、初めて稼働している原発が司法の力で止まることとなった。また、今般の熊本大地震では、その延長に川内原発付近がある

断層（中央構造線）での地震が発生し、震源近くの地表面では1300ガル、1500ガルを超える地震動となるなど、原発の安全性についてさらに国民に不安が募っている状況である。これらを鑑みれば、九州電力は川内原発を速やかに稼働を停止させるべきであるし、九州電力を含めた各電力会社、国は、原発が深刻な人権侵害を引き起こす危険を認め、脱原発を願う国民の意思を実現すべきである。

私たちは、圧倒的な脱原発を願う市民の力で訴訟を進める決意であり、全国の脱原発訴訟の関係者、福島第一原発事故の被害者の方々、原発から30km圏内に留まらない被害を受ける可能性のある自治体、安全に事業を展開したい事業者等を含む国民世論の圧倒的な支持と連帯のもと、脱原発の運動の質を高め、原発の再稼働を許さず、国と九州電力に玄海原発全ての稼働差止め、その先に廃炉を求め、全ての原発廃炉を実現させるものである。

上記のとおり声明する。

2016年4月21日

「原発なくそう！九州玄海訴訟」原告団・弁護団